

既発行株式の取得（エンジェル税制の適用対象外）

目次

1. 新規発行と既発行株式の取得
2. 株式譲渡による取得
3. 売り出しによる取得
4. 自己株式の処分による取得

1. 新規発行と既発行株式の取得

新規に発行した株式を取得した場合がエンジェル税制の対象であり、既発行株式を取得した場合はエンジェル税制の適用対象外となります。

2. 株式譲渡による取得

別の株主から株式の譲渡を受けてある株主が株式を取得した場合（これを「**株式譲渡による取得**」といいます。）は、新規発行株式の取得でなく**既発行株式の取得**であるため、エンジェル税制の対象外となります。

なお、株式譲渡により株式を取得した場合、金銭の支払いは企業に対して行うのではなく別の株主に対してなされているので、個人投資家要件1の観点からもエンジェル税制の適用対象外です。

3. 売り出しによる取得

新規に発行した株式をある株主が取得した場合（これを「**募集による取得**」といいます。）はエンジェル税制の対象となりますが、例えば子会社が発行した株式を親会社が取得し、その後親会社が子会社株式を第三者に売却し、第三者が新たな株主となって当該株式を取得した場合（これを「**売り出しによる取得**」といいます。）は、新規発行株式の取得でなく**既発行株式の取得**であるため、エンジェル税制の対象外となります。

4. 自己株式の処分による取得

企業が、発行した株式をその後買い戻しにより取得し、この自己株式をその後処分し、ある株主が当該株式を取得した場合（これを「**自己株式の処分による取得**」といいます。）は、売り出しによる取得の場合と同様に、新規発行株式の取得でなく**既発行株式の取得**であるため、エンジェル税制の適用対象外となります。